

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月19日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(夜間看護手当)			(夜間看護手当)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2 前項に規定する手当の額は、当該勤務1回につき、次のとおりとする。			2 前項に規定する手当の額は、当該勤務1回につき、次のとおりとする。		
勤務時間の区分		手当の額	勤務時間の区分		手当の額
その勤務に係る勤務時間が深夜の全部を含むものである場合		<u>7,300円</u>	その勤務に係る勤務時間が深夜の全部を含むものである場合		<u>6,800円</u>
その勤務に係る勤務時間が深夜の一部を含むものである場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	<u>3,550円</u>	その勤務に係る勤務時間が深夜の一部を含むものである場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	<u>3,300円</u>
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	<u>3,100円</u>		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	<u>2,900円</u>
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	<u>2,150円</u>		深夜における勤務時間が2時間未満である場合	<u>2,000円</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。